

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第7条第2項
処分の概要	農地中間管理機構の役員の解任
法令の定め	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (役員の選任及び解任) 第七条 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。 二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき 三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線:27-373))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線:27-373))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )